

令和 7 年度

第 2 回太子町行財政審議会議事録

日時：令和 7 年 7 月 16 日(水)午前 9 時 27 分から午前 10 時 16 分

場所：太子町役場議会棟 1 階全員協議会室

令和7年度第2回太子町行財政審議会議事録

1. 審議会の開催日時及び場所

日時 令和7年7月16日(水)
場所 太子町役場議会棟1階全員協議会室
開会 午前9時27分
閉会 午前10時16分

2. 諮問事項

公共施設等の使用料の適正化について

3. 委員の出席者

会長 堂本 正広（連合自治会）
委員 中村 孝秀（有識者）
委員 森本 浩司（有識者）
委員 廣岡 稔巳（商工会）
委員 濱上 廣良（公募委員）

4. 町出席者

町長	沖汐 守彦
《説明員及び事務局》	
教育次長	福井 照子
社会教育課長	熊谷 恵之
社会教育課副課長	児嶋 綾
管理課長	改野 学由
管理課主査	平田 一馬
町民体育館長	吉井 智美
文化会館係長	佐々木 剛志
まちづくり課副課長	矢代 一磨
総務部長	森 文彰
総務課長	栗田 政知
総務課副課長	高見 良
総務課係長	宗藤 智洋
総務課主査	山本 ゆきの

5. 傍聴者なし

6. 審議会経過

別記にて記載する。

1. 開会
事務局 委員の皆様には、お忙しい中、太子町行財政審議会にご出席を賜り、ありがとうございます。
 ただいまから令和7年度第2回行財政審議会を開催いたします。
 前回の会議において委員の交代をご報告させていただきました、新しく学識経験者として委員に参画された、「森本浩司様」を紹介いたします。
2. 委員交代挨拶 森本委員 東芝デバイス&ストレージ株式会社の森本と申します。前任者から引継ぎを受け、審議会委員として着任させていただきます。
 及ばずながら民間企業の視点から行財政審議会に役立ちたいと考えています。
 よろしく願いいたします。
- 事務局 ありがとうございます。続きまして、堂本会長より挨拶をお願いします。
3. 堂本会長
挨拶 久しぶりの雨が降り、少し涼しさを感じましたが、日中は相変わらず非常に高い気温が続いています。熱中症、体調には十分に注意いただくようお願いします。
- 事務局 ありがとうございます。議事の進行につきましては、行財政審議会条例第6条の規定によりまして、堂本会長にお願いします。
4. 審議
堂本会長 本日は、前回の会議に引き続き、「公共施設等の使用料の適正化」についてご審議、ご意見をいただき、最終的に行財政審議会としての答申を行いたいと考えています。
 本日も熱心なご審議・ご意見をどうぞよろしくお願いいたします。
 最初に、行財政審議会規則の第4条第2項の規定に基づきまして、私から議事録署名委員として、「濱上廣良委員」と「森本浩司委員」の両名を指名いたします。
 お二人には、後日、事務局がまとめました議事録に署名をお願いいたします。
 それでは、前回の審議を経て、事務局からの追加説明、修正箇所などあればお願いします。
- 説明員 前回からの変更点、修正点等を説明いたします。
 施設の性質別の受益者負担と公費の負担割合については、利用者及び公費の負担割合をABCDの4つのグループに区分することとしていますが、前回の審議を経て、各施設の性質を改めて比較し、町民体育館及び総合公園、総合公園体験学習施設の区分を、町民体育館をB、総合公園及び総合公園体験学習施設をCにそれぞれ区分の見直しを行いました。
 将来的にその利用者負担区分まで上げるかどうかは近隣自治体との

比較等も含めてのことになります。

次に町民体育館の減免につきまして、町内学校園が使用するとき、現状のとおり 100 分の 100 を減免するとともに、町立中学校の部活動について、町内スポーツ少年団、スポーツクラブ 21、太子町地域クラブ等と同様、100 分の 50 の減免の適用を受けられるよう修正しています。

総合公園体育施設につきましては、町外居住者の使用料につきまして、町内居住者の使用料の 1.5 倍となるよう修正するとともに、町民体育館同様、町内学校園が使用するときを 100 分の 100 の減免にするるとともに、町立中学校の部活動の際に 100 分の 50 の減免の適用を受けられるよう修正しています。

町立グラウンドの使用料につきましても同様に町内学校園が使用するときを 100 分の 100 の減免にするるとともに、町立中学校の部活動の際に 100 分の 50 の減免の適用を受けられるよう修正しています。

学校施設につきましては、本来の活動場所となる学校使用の考え方を整理するため、自校の定義を「使用の申請時において、使用団体の構成員のうち、過半数が町内者で、そのうち最も多くを占める在籍学校をいう。ただし、最も多くを占める在籍学校が 2 校以上の場合は、代表者がいずれか 1 校を指定するものとする」としました。減免率の適用に差を設け、クラブ活動の活動場所の住み分けを図っていくという趣旨です。以上で前回の審議会からの改正、修正箇所の説明を終えさせていただきます。

堂本会長

それでは、前回の審議会での審議及び先程の説明に対しまして、追加のご意見、事務局への質問などがあればご発言ください。

委員

諮問いただいた使用料の適正化に関しての異論はありませんが、これまで定期的な見直しを行っていなかったことの説明、1.5 倍の激変緩和措置を適用の考え方と他自治体の同様の考え方の説明、本使用料改定を住民周知する上で心掛けたいと考えている点などあれば説明をお願いします。

説明員

消費税の導入及び税率引き上げの際にそのような引き上げを検討しましたが、現行の使用料に 3%を加えても値上げ幅が端数となってしまうことなどがその事由の一つであったと考えています。

行財政改革推進プランに基づいた行財政改革を推進し、長年の間手付かずとなっていた町の課題解決に取り組んでいます。この使用料の適正化も行財政改革の大きな柱の一つとして取り組み、施設を利用する住民の皆様の負担を増やすこととなりますが、持続可能なまちづくりを進め、次世代にまちづくりのバトンをきちんと渡していくために必要な見直しであると考えています。また、今般の使用料の適正化の住民周知を行う上では、必要に応じて団体説明を行うなど、分かりやすい丁寧な説明を行うとともに、十分な周知期間を確保するよう取

り計らいます。

説明員

1.5 倍の激変緩和措置につきまして説明いたします。お手元の資料からの説明となりますが、県内自治体では、猪名川町、西宮市、宝塚市、三木市などが 1.5 倍の激変緩和措置を適用しています。たつの市につきましては、本年 4 月より一律 20%加算する使用料の改定を行っています。芦屋市では激変緩和措置を 0.8 から 1.2 倍とし、上下限を設定しています。下限を設けている事由としては過去に使用料で賄えなかった分を考慮する必要があるからとなっています。全国の例でも 1.5 倍という激変緩和の例が見受けられます。当町においても急激な料金の上げ幅とならない他自治体を参考に激変緩和措置を設定したものととなります。

委員

町内の学校園が使用する際は 100 分の 100 の減免、町内中学校の部活動では 100 分の 50 の減免と説明を受けましたが、その住み分けをご教示ください。

説明員

学校の行事と部活動との区別となります。例えば、総合公園で開催している町内小学校のマラソン大会は学校行事として 100 分の 100 減免となります。部活動で陸上競技場を使用する際は 100 分の 50 の減免となります。

自校と他校の考え方ですが、スポーツ少年団を例として挙げれば、各小学校にスポーツ少年団があり、それぞれの小学校をその拠点として活動しています。その学校の児童が大半となる少年団を自校として減免する取り扱いをすることで、基本的な利用のルール、流れを作りたいと考えています。

また、学校施設につきましては、町及びその所属する機関が主催又は共催する事業のために使用する場合は 100 分の 100 の減免となっています。

委員

前回の審議会、そして本日の説明を受け、しっかり検討いただいており、このたびの使用料の適正化に関して異論ありません。

ただ、激変緩和措置を含め、定期的な見直しを行わないとその上げ幅は大きくなる、また、適正化の度合いが薄まってきます。定期的に見直しを行うことを要望いたします。

堂本会長

本日欠席の委員より提出を受けている意見を読み上げさせていただきます。

「前回の審議会において、総合公園体験学習施設にスマートロックが導入されるとお聞きしました。鍵の受け渡しの手間がなくスマートフォンで鍵の開錠等が完結することは住民及び運営側の双方の効率化につながると感じています。効率的な運営は、維持管理費抑制につながり、今後の使用料にも影響してくると思いますので、今後も電子化

による効率的な公共施設の運営の取組を推進していただくようお願いします。」

以上となります。本意見につきましても答申作成の参考とさせていただきます。

説明員

ただいまのご意見についてですが、総合公園体験学習施設の使用にあたっては、総合公園陸上競技場の事務所で鍵を受け取る必要があります。本年 10 月からの新施設予約システムの導入に併せ、総合公園体験学習施設にこのスマートロックシステムを導入予定です。

インターネット上で施設予約とクレジット決済を行えば、申込者のメールアドレスに開錠するための QR コードが送信される運用となります。利便性、効率化につながることを実証されれば、他の施設にも広げていければとも考えています。

堂本会長

他にご意見はありませんか。

他の意見がないようですので、答申に進むにあたり、私から審議会委員の皆様を確認をさせていただきます。

本日の皆様のご意見、また、前回会議のご意見から、「急激な物価上昇や賃金水準の引き上げなどの社会情勢の変化を反映させた受益者負担の適正化の必要性を鑑み、公共施設等の使用料の適正化については、必要かつ止むを得ないものとして妥当である」と見受けられます。ご異議はありませんか。

(異議なし)

堂本会長

それでは、今般の「使用料の適正化について」は原案のとおりで妥当と答申することとし、委員の皆様の意見を取りまとめ、附帯意見としてよろしいでしょうか。それでは、事務局において答申案を調整していただけるようお願いします。

その間暫時休憩とさせていただきます。よろしく申し上げます。

(事務局入室、答申案配布)

堂本会長

事務局は答申案の説明してください。

事務局

前回と今回の委員の皆様のご意見を基に、公共施設等の使用料の適正化について答申案を作らせていただきました。

答申案を読み上げ、説明させていただきます。

「公共施設等の使用料の適正化」について (答申)

令和 7 年 6 月 24 日付太総務第 401 号の 2 で諮問のあった、「公共施設等の使用料の適正化」について、審議を重ねた結果、下記のとおり結論を得たので答申します。

1. はじめに

私たちは、コロナ禍を契機にこれまでにない急激な社会情勢の変化を経験した。また、少子高齢化に伴う人口減少や、物価高騰の影響、社会保障関係費の増加等に直面しており、持続可能なまちづくりの推進のための公共施設等の使用料の適正化が必要となっている。

諮問を受けた「公共施設等の使用料の適正化」についての審議にあたっては、将来世代に過度な負担を負わせないこと、公共施設等の持続可能性を高めること、公共施設を利用する住民と利用しない住民との負担の公平性を保たなければならないことなどを踏まえた審議を行った。

2. 審議経過

本審議会において、事務局より提出された資料を基として慎重な審議を重ねた結果、次の結論に達した。

3. 答申内容

急激な物価上昇や賃金水準の引き上げなどの社会情勢の変化を反映させた受益者負担の適正化の必要性を鑑み、諮問を受けた「公共施設等の使用料の適正化」については、必要かつ止むを得ないものとして、原案のとおりとすることを妥当とする。なお、答申に際して、下記のとおり意見を附帯する。

4. 附帯意見

1つ目の附帯意見につきましては、第1回審議会及び本日の委員意見を基に作成しました。

(1) 定期的な使用料等の適正化を行わない場合、現行の利用者負担額と適正な利用者負担額との差が大きくなり、使用料改定時の見直し幅も大きくなる。社会情勢等の変化を的確に受け止めるとともに、定期的に使用料等の適正化を実施すること。

2つ目の附帯意見につきましては、第1回審議会での委員意見を基に、使用料を抑え、施設の利用控えを防ぐための意見として作成しました。

(2) 公共施設等の使用料を改定する前提として、経費削減に取り組み、必要最小限な費用で効率的な施設運営を行うこと。

3つ目の附帯意見につきましては、第1回審議会での使用料の適正化を進めるだけでなく、利用率向上や活性化の取組を進めるようにという意見を基に作成しました。

(3) 公共施設等の利用率及び利用満足度の向上のため、施設認知度の向上や施設活性化のための各種取組を推進すること。

4つ目の附帯意見につきましては、第1回審議会及び本日の委員意見を基に作成しました。

(4) 公共施設等の使用料の改定にあたっては、広く住民の理解が得られるよう、分かりやすい丁寧な説明を行うとともに、十分な周知期間を確保すること。

5つ目の附帯意見につきましては、第1回審議会の委員意見を基に作成しました。

(5) 未利用、低利用の公共施設等の活性化、施設の統廃合等を進めること。

6つ目の附帯意見につきましては、提出を受けた委員意見を基に作成しました。

(6) ICTの積極的な活用を通じて、効率的に事務を処理する体制を構築すること。

最後の附帯意見につきましては、これまでの堂本会長のご意見及び審議会全体の意見として、基本方針を含め、柔軟かつ適切な見直しを求める意見として作成しました。

(7) 社会情勢や国県等の政策の変更等が生じた際は、「太子町公共施設等の使用料の適正化に関する基本方針」の見直しを含め、柔軟かつ適切に使用料等の適正化を進めること。

以上が、前回と今回の審議を通して、行財政審議会答申案として調製したものとなります。

堂本会長

答申案につきまして、ご意見、ご質問等があればお願いします。

ご質問、ご異議がないようであれば、本案のとおり答申してよろしいでしょうか。

(異議なし)

堂本会長

ありがとうございます。

それでは、答申のため、沖汐町長に入室いただきます。

しばらくお待ちください。

(沖汐町長入室)

5. 答申

堂本会長

答申いたします。

令和7年7月16日、太子町長 沖汐守彦 様、太子町行財政審議会会長 堂本正広、「公共施設等の使用料の適正化」について答申

令和7年6月24日付太総務第401号の2で諮問のあった、「公共施設等の使用料の適正化」について、審議を重ねた結果、下記のとおり結論を得たので答申します。

1. はじめに

私たちは、コロナ禍を契機にこれまでにない急激な社会情勢の変化を経験した。また、少子高齢化に伴う人口減少や、物価高騰の影響、社会保障関係費の増加等に直面しており、持続可能なまちづくりの推進のための公共施設等の使用料の適正化が必要となっている。

諮問を受けた「公共施設等の使用料の適正化」についての審議にあたっては、将来世代に過度な負担を負わせないこと、公共施設等の持続可能性を高めること、公共施設を利用する住民と利用しない住民との負担の公平性を保たなければならないことなどを踏まえた審議を行った。

2. 審議経過

本審議会において、事務局より提出された資料を基として慎重な審議を重ねた結果、次の結論に達した。

3. 答申内容

急激な物価上昇や賃金水準の引き上げなどの社会情勢の変化を反映させた受益者負担の適正化の必要性を鑑み、諮問を受けた「公共施設等の使用料の適正化」については、必要かつ止むを得ないものとして、原案のとおりとすることを妥当とする。なお、答申に際して、下記のとおり意見を附帯する。

4. 附帯意見

(1) 定期的な使用料等の適正化を行わない場合、現行の利用者負担額と適正な利用者負担額との差が大きくなり、使用料改定時の見直し幅も大きくなる。社会情勢等の変化を的確に受け止めるとともに、定期的に使用料等の適正化を実施すること。

(2) 公共施設等の使用料を改定する前提として、経費削減に取り組み、必要最小限な費用で効率的な施設運営を行うこと。

(3) 公共施設等の利用率及び利用満足度の向上のため、施設認知度の向上や施設活性化のための各種取組を推進すること。

(4) 公共施設等の使用料の改定にあたっては、広く住民の理解が得られるよう、分かりやすい丁寧な説明を行うとともに、十分な周知期間を確保すること。

(5) 未利用、低利用の公共施設等の活性化、施設の統廃合等を進めること。

(6) I C Tの積極的な活用を通じて、効率的に事務を処理する体制を構築すること。

(7) 社会情勢や国県等の政策の変更等が生じた際は、「太子町公共施設等の使用料の適正化に関する基本方針」の見直しを含め、柔軟かつ適切に使用料等の適正化を進めること。

以上答申となります。

沖汐町長

堂本会長を始めとする行財政審議会委員の皆様、本当に慎重な審議、そして今後に向けた具体的な方向性を含めた答申、本当にありがとうございました。

附帯意見としていただいた 7 項目につきまして、それぞれの所管ともしっかり精査しながら、町議会、住民の皆様へ丁寧な説明を行ってまいります。

町においては、行財政改革推進プランに基づいた行財政改革を推進し、長年の間手付かずとなっていた町の課題解決に取り組んでおり、この使用料の適正化も行財政改革の大きな柱です。

施設を利用する住民の皆様の負担は増えることとなりますが、持続可能なまちづくりを進め、次世代にまちづくりのバトンをきちんと渡していくために必要な見直しであると考えております。

今後もまちづくりへのご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

本当にありがとうございました。

6. 閉会
堂本会長

委員の皆様におかれましては、前回及び本日の審議会において、本当に熱心に審議していただき、ありがとうございました。

これをもちまして令和7年度第2回行財政審議会を閉会いたします。
進行の方を事務局にお返しします。

事務局

堂本会長、円滑な進行、運営、ありがとうございました。

また、委員の皆様も慎重なご審議をいただき、ありがとうございました。

本日の議事録につきましては、速やかに作成し、署名委員の署名後、各委員に送付及び町ホームページに掲載させていただきます。

今後、条例や規則改正に向けて事務を進めさせていただき、議会の議決を受けられた際には、丁寧な住民周知等を図ってまいります。

改めて皆様に感謝を申し上げまして、本日の会議を終えさせていただきます。

本当にありがとうございました。

太子町行財政審議会規則第4条に基づきここに署名する。

令和7年7月24日

署名委員

森本 浩司

濱上 廣良